

静岡県告示第700号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年11月8日

静岡県知事 鈴木 康友

1 区域の名称

堀之内屋敷ウラNo. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
藤枝市		堀之内	東国寺山	次に掲げる地番の土地に存する標柱13号から14号までを順次結んだ線、平成30年静岡県告示第435号で指定した標柱2号と13号を結んだ線、同告示で指定した標柱5号と14号を結んだ線及び同告示で指定した標柱2号から5号までを順次結んだ線に囲まれた区域
				216-1 13号
				216-1 14号